

(案)

府消委第 号

平成 年 月 日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二

答 申 書

平成26年9月19日付け消食表第229号をもって諮問のあった、食品表示法（平成25年法律第70条）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申します。

記

内閣府令

食品表示法（平成25年法律第70条）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、別添のとおりとすることが適当である。

なお、別添は諮問を受けた食品表示基準に対し、審議の結果、消費者委員会として修正を行ったものである。修正箇所について修正状況を明らかにし、併せて別添2にて修正理由を付す。

また、食品表示基準施行後、新しい制度に基づく表示への移行を猶予する経過措置期間を5年とすることは不適當である。不適當とする理由は別添2に付す。

## 修正理由

### 別記様式二、別記様式三関係

※栄養成分表示の義務化に係るナトリウムの表示

諮問を受けた基準はパブリックコメントの意見を受けて、任意でナトリウムの量を表示する場合はナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で併記することとなっているところ、消費者委員会では、食塩相当量の次にナトリウムの量を括弧書き等で併記すべきとの結論に至り、パブリックコメント前の基準に戻す修正を行った。

修正理由：栄養成分の義務表示としてのナトリウムの量は、国民がその表示を見た時に、広く浸透している食塩相当量に換算することが難しいことから、「食塩相当量」で表示することとなっている。諮問された基準はパブリックコメントでの意見を受けて、ナトリウムと食塩相当量を記述する順番を変更しているが、両者を併記する際に任意表示であるナトリウムを先に記述する必然性が、消費者庁の説明からは認められなかった。このため、国民に認識してほしい食塩相当量の表示を先に記述するほうが、表示を利用する国民の利便を高めると判断し、修正を行った。

### 附則第六条関係

※栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の考え方

諮問を受けた基準はパブリックコメントの意見を受けて、義務となる熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（「食塩相当量」で表示）の表示を省略できる小規模事業者について、当分の間、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者も含めるとしたところ、消費者委員会では、パブリックコメント前の基準のとおり消費税法第9条に規定する小規模事業者に限るべきとの結論に達し、修正を行った。

修正理由：消費者庁から、「特定の食品を製造する事業においては、売上高1000万円以下の製造事業者のみを家族経営的な事業者と捉えることは限定的すぎる」、「中小企業基本法の小規模事業者を除いても、市場に流通する約9割の加工食品に栄養成分表示がなされると考えられるため、制度導入時における義務化の達成度合として許容できる」との説明がなされたが、それらを裏付ける客観的データと「当分の間」が指す具体的な期間に関する考え方の提示がなく、変更した場合の除外対象規模について確認がとれなかった。このため消費者委員会としては、食品表示一元化検討会報告書に記載されるとおり、原則として全ての加工食品に栄養成分表示を義務化する方向であることに鑑み、パブリックコメント前の基準が適切であると判断し、修正を行った。

## 第七条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の項

※栄養強調表示に係るルールの改善（低減された旨の表示）

諮問を受けた基準はパブリックコメントの意見を受けて、低減された旨の表示をする場合には絶対差に加え、新たに 25%以上の相対差が必要とするとされたパブリックコメント前の基準に、「ナトリウムについては、食品の保存性及び品質を保つ観点から、25%以上の量を低減することが困難な食品については、相対差についての特例を認める」旨を追加した。消費者委員会では、特例を認めるべきではないとの結論に達し、修正を行った。

修正理由：相対表示を行うことが許される基準に 25%以上でない特例を認めることは、消費者の混乱を招きかねないこと、低減された旨の表示（○○%カット、～g オフ、ハーフ等）を行わなくても低減している事実は表示できるとの理由から、パブリックコメント前の基準が適切であると判断し、修正を行った。

## 第十条第二項、第三十二条第四項関係

※製造所固有記号の使用に係るルールの改善

諮問を受けた基準はパブリックコメントの意見を受けて、業務用食品を対象外としていたところ、消費者委員会では業務用食品も対象にすべきとの結論に至り、パブリックコメント前の基準に戻す修正を行った。

修正理由：製造所所在地等の情報が必ず消費者に届く仕組みを作ることが求められているなかで業務用食品を除外すると、消費者にそれらの情報が届かない可能性が残るため、除外規定は作るべきでないとの判断により修正を行った。

## 不相当とする理由

### 附則第三条、第四条関係

#### 経過措置期間

消費者委員会として平成26年6月まで実施した食品表示基準に関する検討では、経過措置期間に関する検討は行っていない。パブリックコメント前の食品表示基準で初めて、経過措置期間の考え方が示され、「経過措置期間（食品表示基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行の猶予期間）は、加工食品は2年、添加物は1年（いずれも、栄養成分表示については5年）とする。生鮮食品は、経過措置期間なし。」とされたものである。

諮問を受けた食品表示基準はパブリックコメントの意見を受けて、「加工食品及び添加物の全ての表示について5年とする。生鮮食品の表示については、1年6ヶ月とする。」とされたが、諮問を受けての消費者委員会の審議において、その期間が必要であるとする明確な具体的根拠が消費者庁から示されなかった。このため、5年という比較的長い期間の経過措置期間を設ける必然性を確認できないことから、不相当と答申するものである。

消費者委員会としては、社会的影響を十分に考慮しつつ、新しい制度による食品表示のメリットを、1日も早く多くの国民が享受できるような経過措置期間を、主管官庁である消費者庁が決定されることを望む。

食品表示基準(案) 答申案 (修正箇所見え消し) と諮問の比較 ※答申における修正箇所の抜粋

答申 (案)	諮問	資料2 該当箇所				
<p>第二章 加工食品 第一節 食品関連事業者に係る基準 第一款 一般用加工食品</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">栄養強調表示に係るルールの改善 (低減された旨の表示)</p> <p>(任意表示) 第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項(特色のある原材料等に関する事項にあっては、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。)が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">                     栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨                 </td> <td style="padding: 5px;">                     1 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち当該栄養成分又は熱量を含まない旨のもの(同表において「含まない旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第二欄に定める食品百グラム当たり(清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たり。以下この項において同じ。)の基準値に満たない場合に行うことができる。                      2 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示(1に規定する含まない旨の表示及び3に規定する低減された旨の表示を除く。同表において「低い旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第三欄に定める食品百グラム当たりの基準値以下である場合に行うことができる。                      3 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量又は熱量が低減された旨のもの(同表において「低減された旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が当該他の同種の食品に比べて低減された量が同表の第四欄に定める食品百グラム当たりの基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合 <del>(ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。)</del> に行うことができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しなければならない。                      一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項                      二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合                      4 1から3までの栄養成分の量又は熱量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。                 </td> </tr> </table>	栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨	1 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち当該栄養成分又は熱量を含まない旨のもの(同表において「含まない旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第二欄に定める食品百グラム当たり(清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たり。以下この項において同じ。)の基準値に満たない場合に行うことができる。 2 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示(1に規定する含まない旨の表示及び3に規定する低減された旨の表示を除く。同表において「低い旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第三欄に定める食品百グラム当たりの基準値以下である場合に行うことができる。 3 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量又は熱量が低減された旨のもの(同表において「低減された旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が当該他の同種の食品に比べて低減された量が同表の第四欄に定める食品百グラム当たりの基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合 <del>(ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。)</del> に行うことができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しなければならない。 一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項 二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合 4 1から3までの栄養成分の量又は熱量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。	<p>第二章 加工食品 第一節 食品関連事業者に係る基準 第一款 一般用加工食品</p> <p>(任意表示) 第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項(特色のある原材料等に関する事項にあっては、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。))が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">                     栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨                 </td> <td style="padding: 5px;">                     1 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち当該栄養成分又は熱量を含まない旨のもの(同表において「含まない旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第二欄に定める食品百グラム当たり(清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たり。以下この項において同じ。)の基準値に満たない場合に行うことができる。                      2 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示(1に規定する含まない旨の表示及び3に規定する低減された旨の表示を除く。同表において「低い旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第三欄に定める食品百グラム当たりの基準値以下である場合に行うことができる。                      3 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量又は熱量が低減された旨のもの(同表において「低減された旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が当該他の同種の食品に比べて低減された量が同表の第四欄に定める食品百グラム当たりの基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合(ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。)に行うことができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しなければならない。                      一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項                      二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合                      4 1から3までの栄養成分の量又は熱量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。                 </td> </tr> </table>	栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨	1 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち当該栄養成分又は熱量を含まない旨のもの(同表において「含まない旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第二欄に定める食品百グラム当たり(清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たり。以下この項において同じ。)の基準値に満たない場合に行うことができる。 2 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示(1に規定する含まない旨の表示及び3に規定する低減された旨の表示を除く。同表において「低い旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第三欄に定める食品百グラム当たりの基準値以下である場合に行うことができる。 3 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量又は熱量が低減された旨のもの(同表において「低減された旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が当該他の同種の食品に比べて低減された量が同表の第四欄に定める食品百グラム当たりの基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合(ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。)に行うことができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しなければならない。 一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項 二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合 4 1から3までの栄養成分の量又は熱量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。	<p>本体 27 ページ</p>
栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨	1 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち当該栄養成分又は熱量を含まない旨のもの(同表において「含まない旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第二欄に定める食品百グラム当たり(清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たり。以下この項において同じ。)の基準値に満たない場合に行うことができる。 2 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示(1に規定する含まない旨の表示及び3に規定する低減された旨の表示を除く。同表において「低い旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第三欄に定める食品百グラム当たりの基準値以下である場合に行うことができる。 3 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量又は熱量が低減された旨のもの(同表において「低減された旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が当該他の同種の食品に比べて低減された量が同表の第四欄に定める食品百グラム当たりの基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合 <del>(ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。)</del> に行うことができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しなければならない。 一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項 二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合 4 1から3までの栄養成分の量又は熱量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。					
栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨	1 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち当該栄養成分又は熱量を含まない旨のもの(同表において「含まない旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第二欄に定める食品百グラム当たり(清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たり。以下この項において同じ。)の基準値に満たない場合に行うことができる。 2 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示(1に規定する含まない旨の表示及び3に規定する低減された旨の表示を除く。同表において「低い旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が同表の第三欄に定める食品百グラム当たりの基準値以下である場合に行うことができる。 3 別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量又は熱量が低減された旨のもの(同表において「低減された旨の表示」という。)は、当該栄養成分の量又は熱量が当該他の同種の食品に比べて低減された量が同表の第四欄に定める食品百グラム当たりの基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合(ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。)に行うことができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しなければならない。 一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項 二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合 4 1から3までの栄養成分の量又は熱量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。					

第二款 業務用加工食品

(義務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

- 一 名称
- 二 保存の方法
- 三 消費期限又は賞味期限
- 四 原材料名
- 五 添加物
- 六 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- 七 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）
- 八 アレルゲン
- 九 原産国名（輸入後にその性質に変更を加える業務用加工食品を除く。）
- 十 原料原産地名（対象加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該対象加工食品の原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるもの（農産物漬物にあっては原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、野菜冷凍食品にあっては原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、うなぎ加工品にあってはうなぎ、かつお削りぶしにあってはかつおのふし）を含むものに限る。）
- 十一 乳児用規格適用食品である旨
- 十二 L-フェニルアラニン化合物を含む旨
- 十三 即席めん類に係る油脂で処理した旨
- 十四 食肉に関する事項
- 十五 食肉製品に関する事項
- 十六 乳に関する事項
- 十七 乳製品に関する事項
- 十八 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項
- 十九 鶏の液卵に関する事項
- 二十 切り身又はむき身にした魚介類に関する事項
- 二十一 生かきに関する事項
- 二十二 ゆでがにに関する事項
- 二十三 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項
- 二十四 ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項
- 二十五 鯨肉製品に関する事項
- 二十六 冷凍食品に関する事項
- 二十七 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項
- 二十八 缶詰の食品に関する事項
- 二十九 ミネラルウォーター類に関する事項
- 三十 冷凍果実飲料に関する事項

製造所固有記号の使用に係るルールの改善

2 前項第七号の表示をする際には、第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品

第二款 業務用加工食品

(義務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

- 一 名称
- 二 保存の方法
- 三 消費期限又は賞味期限
- 四 原材料名
- 五 添加物
- 六 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- 七 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）
- 八 アレルゲン
- 九 原産国名（輸入後にその性質に変更を加える業務用加工食品を除く。）
- 十 原料原産地名（対象加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該対象加工食品の原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるもの（農産物漬物にあっては原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、野菜冷凍食品にあっては原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、うなぎ加工品にあってはうなぎ、かつお削りぶしにあってはかつおのふし）を含むものに限る。）
- 十一 乳児用規格適用食品である旨
- 十二 L-フェニルアラニン化合物を含む旨
- 十三 即席めん類に係る油脂で処理した旨
- 十四 食肉に関する事項
- 十五 食肉製品に関する事項
- 十六 乳に関する事項
- 十七 乳製品に関する事項
- 十八 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項
- 十九 鶏の液卵に関する事項
- 二十 切り身又はむき身にした魚介類に関する事項
- 二十一 生かきに関する事項
- 二十二 ゆでがにに関する事項
- 二十三 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項
- 二十四 ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項
- 二十五 鯨肉製品に関する事項
- 二十六 冷凍食品に関する事項
- 二十七 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項
- 二十八 缶詰の食品に関する事項
- 二十九 ミネラルウォーター類に関する事項
- 三十 冷凍果実飲料に関する事項

2 前項第七号の表示をする際には、第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品

にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）の項の下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3—1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

- 一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
- 二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）
- 三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号

以下、項番号繰上げ（記述省略）

（以下、略）

にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）の項の下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3—1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

- 一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
- 二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）
- 三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号

（以下、略）

3—1の規定にかかわらず、製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。

第四章 添加物  
第一節 食品関連事業者に係る基準  
(義務表示)  
第三十二条  
(第一項～第二項、略)

- 3 食品関連事業者が容器包装に入れられた業務用添加物を販売する際には、次の各号に掲げる事項が前二項に定める方法に従い表示されなければならない。
- 一 名称
  - 二 添加物である旨
  - 三 消費期限又は賞味期限
  - 四 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
  - 五 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）
  - 六 アレルゲン
  - 七 保存の方法
  - 八 使用の方法
  - 九 食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
  - 十 成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント
  - 十一 実効の色名
  - 十二 L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨
  - 十三 ビタミンAとしての重量パーセント

~~4 前項第五号の表示をする際には、第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）の項の下欄中次の表の上欄に掲げる字句とする。~~

~~3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。~~

- ~~一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先~~
- ~~二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）~~
- ~~三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号~~

~~3 1の規定にかかわらず、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。~~

製造所固有記号の使用に係る  
ルールの改善

以下、項番号繰上げ (記述省略)

(以下、略)

第四章 添加物  
第一節 食品関連事業者に係る基準  
(義務表示)  
第三十二条  
(第一項～第二項、略)

- 3 食品関連事業者が容器包装に入れられた業務用添加物を販売する際には、次の各号に掲げる事項が前二項に定める方法に従い表示されなければならない。
- 一 名称
  - 二 添加物である旨
  - 三 消費期限又は賞味期限
  - 四 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
  - 五 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）
  - 六 アレルゲン
  - 七 保存の方法
  - 八 使用の方法
  - 九 食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
  - 十 成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント
  - 十一 実効の色名
  - 十二 L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨
  - 十三 ビタミンAとしての重量パーセント

4 前項第五号の表示をする際には、第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）の項の下欄中次の表の上欄に掲げる字句とする。

3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

- 一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
- 二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）
- 三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号

3 1の規定にかかわらず、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。

(以下、略)

本体  
51、52  
ページ



<p>別記様式三（第八条、第二十二条、第三十五条関係）</p> <p style="text-align: center;">栄養成分表示</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">食品単位当たり</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>熱量</td> <td style="text-align: right;">kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>  - 飽和脂肪酸</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>コレステロール</td> <td style="text-align: right;">mg</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>  - 糖質</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>  - 糖類</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>  - 食物繊維</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量 (ナトリウム)</td> <td style="text-align: right;">g mg</td> </tr> <tr> <td>熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分</td> <td style="text-align: right;">mg</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">栄養成分表示の義務化に係るナトリウムの表示</p> <p>※以下、略</p>	食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	- 飽和脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	- 糖質	g	- 糖類	g	- 食物繊維	g	食塩相当量 (ナトリウム)	g mg	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg	<p>別記様式三（第八条、第二十二条、第三十五条関係）</p> <p style="text-align: center;">栄養成分表示</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">食品単位当たり</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>熱量</td> <td style="text-align: right;">kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>  - 飽和脂肪酸</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>コレステロール</td> <td style="text-align: right;">mg</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>  - 糖質</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>  - 糖類</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>  - 食物繊維</td> <td style="text-align: right;">g</td> </tr> <tr> <td>ナトリウム (食塩相当量)</td> <td style="text-align: right;">mg g</td> </tr> <tr> <td>熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分</td> <td style="text-align: right;">mg</td> </tr> </table> <p>※以下、略</p>	食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	- 飽和脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	- 糖質	g	- 糖類	g	- 食物繊維	g	ナトリウム (食塩相当量)	mg g	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg	<p>別記様式 3-1</p>
食品単位当たり																																																		
熱量	kcal																																																	
たんぱく質	g																																																	
脂質	g																																																	
- 飽和脂肪酸	g																																																	
コレステロール	mg																																																	
炭水化物	g																																																	
- 糖質	g																																																	
- 糖類	g																																																	
- 食物繊維	g																																																	
食塩相当量 (ナトリウム)	g mg																																																	
熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg																																																	
食品単位当たり																																																		
熱量	kcal																																																	
たんぱく質	g																																																	
脂質	g																																																	
- 飽和脂肪酸	g																																																	
コレステロール	mg																																																	
炭水化物	g																																																	
- 糖質	g																																																	
- 糖類	g																																																	
- 食物繊維	g																																																	
ナトリウム (食塩相当量)	mg g																																																	
熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg																																																	
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の考え方</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p><del>第六条 第三条第三項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める五の「消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、「消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第五項に規定する小規模事業者が販売するもの」と読み替えるものとする。</del></p> <p><del>2 第三十二条第五項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める三の「消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、「消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模事業者が販売するもの」と読み替えるものとする。</del></p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第六条 第三条第三項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める五の「消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、「消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第五項に規定する小規模事業者が販売するもの」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第三十二条第五項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める三の「消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、「消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模事業者が販売するもの」と読み替えるものとする。</p>	<p>本体 58 ページ</p>																																																